

1. 国民健康保険税の税率改定について

区分	賦課区分	国保税率(額) 【第4～6条の2、第7～8条の2、第9～10条の2関係】				国保税の減額(減額する額) (※3) 【第24条関係】					
		標準 保険料率	現行 A	改定 B	増減 B-A	現行			改定		
						7割	5割	2割	7割	5割	2割
基礎課税額	所得割(%)	5.97	8.80	6.80	▲ 2.00						
	資産割(%)		6.00		▲ 6.00						
	均等割(円)	20,960	23,200	21,000	▲ 2,200	16,240	11,600	4,640	14,700	10,500	4,200
	平等割 (円)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 (A)	22,950	23,000	▲ 5,500	19,950	14,250	5,700	16,100	11,500	4,600
		特定世帯 (A)×1/2 (※1)		11,500	▲ 2,750	9,975	7,125	2,850	8,050	5,750	2,300
		特定継続世帯 (A)×3/4 (※2)		17,250	▲ 4,125	14,963	10,688	4,275	12,075	8,625	3,450
後期高齢者課税額支援金等	所得割(%)	2.29	3.10	2.80	▲ 0.30						
	資産割(%)		4.00		▲ 4.00						
	均等割(円)	8,016	7,800	8,100	300	5,460	3,900	1,560	5,670	4,050	1,620
	平等割 (円)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 (B)	8,777	8,800	▲ 1,000	6,860	4,900	1,960	6,160	4,400	1,760
		特定世帯 (B)×1/2 (※1)		4,400	▲ 500	3,430	2,450	980	3,080	2,200	880
		特定継続世帯 (B)×3/4 (※2)		6,600	▲ 750	5,145	3,675	1,470	4,620	3,300	1,320
介護保険納付金	所得割(%)	2.00	3.40	2.60	▲ 0.80						
	資産割(%)										
	均等割(円)	9,093	16,200	9,100	▲ 7,100	11,340	8,100	3,240	6,370	4,550	1,820
	平等割(円)	6,675		6,700	6,700				4,690	3,350	1,340

【特定世帯(※1)】

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯の他の国保加入者が1人だけとなった場合に、最大で5年間、「基礎課税額」と「後期高齢者支援金等課税額」の平等割額について、2分の1を軽減するもの。

【特定継続世帯(※2)】

上記の「特定世帯」において、6年目から最大で3年間、「基礎課税額」と「後期高齢者支援金等課税額」の平等割額について、4分の1を軽減するもの。

【国保税の減額(減額する額) (※3)】

国の制度に基づき国保税を減額するもので、世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯(低所得世帯)について、保険税を軽減する制度。

2. 税率改定による影響額(年税額)

(単位:世帯、円)

区分	全体		内訳		備考
	世帯数	影響額(減税額)	世帯数	影響額(減税額)	
増減なし	153	0	153	0	高額所得のため賦課限度額以下とならない世帯
減 額	19,190	401,079,300	89	6,640,000	賦課限度額から賦課限度額以下となる世帯
			19,101	394,439,300	現行税額より減額となる世帯
増 額	0	0	0	0	
計	19,343	401,079,300	19,343	401,079,300	

※ 平成29年9月30日時点の所得情報や被保険者数等をもとに、改定税率を用いて試算。



(単位:世帯、円)

減額の内訳				主な要因
区分	世帯数	計	平均	
100～10,000	10,017	41,720,600	4,165	賦課方式の変更(資産割廃止)や税率のマイナス改定による減額
10,100～100,000	8,708	300,865,200	34,550	
100,100～200,000	459	57,123,800	124,453	
200,100～263,000	6	1,369,700	228,283	
計	19,190	401,079,300	20,900	